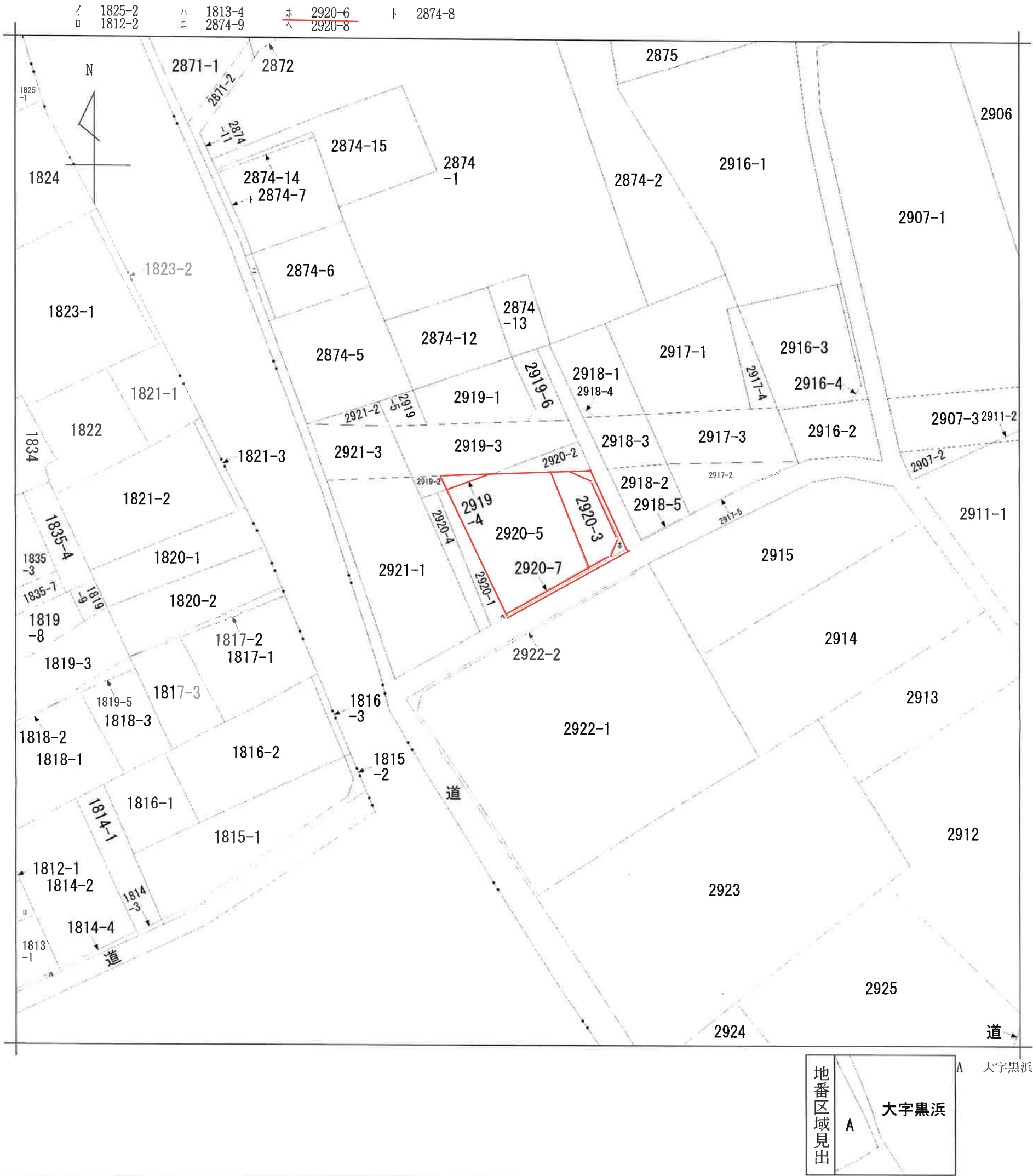




請 求 部 分	所 在		蓮田市大字黒浜字中野原					地 番	2920番5		
出 縮 力 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図	
作 成 年 月 日						備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成7年6月22日	不動産番号	0314000037735
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	蓮田市大字黒浜字中野原			余 白	
	蓮田市大字黒浜字中野原			平成23年1月4日変更 平成23年1月26日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2920番5	畑		278: :	2920番1から分筆 〔昭和44年5月21日〕	
余 白	余 白		274: :	③2920番5、2920番7に分筆 〔昭和50年9月10日〕	
余 白	宅地		274:81 :	②③昭和57年3月10日地目変更 〔昭和57年4月14日〕	
余 白	余 白	余 白	: : :	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年6月22日	

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成7年6月22日	不動産番号	0314000037736
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	蓮田市大字黒浜字中野原			余 白	
	蓮田市大字黒浜字中野原			平成23年1月4日変更 平成23年1月26日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2920番6	宅地		11 : 78 :	2920番3から分筆 〔昭和50年9月5日〕	
余 白	余 白	余 白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記	
			:	平成7年6月22日	

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成7年6月22日	不動産番号	0314000037737
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	蓮田市大字黒浜字中野原			余 白	
	蓮田市大字黒浜字中野原			平成23年1月4日変更 平成23年1月26日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2920番7	畑		3 : 51 :	2920番5から分筆 〔昭和50年9月10日〕	
余 白	余 白	余 白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記	
			:	平成7年6月22日	

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成7年6月22日	不動産番号	0314000037733
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	蓮田市大字黒浜字中野原			余白	
	蓮田市大字黒浜字中野原			平成23年1月4日変更 平成23年1月26日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	町 反 畝 歩 (併)	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2920番3	畑	㊦	22 : :	2920番1から分筆 〔昭和37年8月2日〕	
余白	宅地		72 : 72 :	②③昭和20年6月1日地目変更 〔昭和39年3月13日〕	
余白	余白		60 : 94 :	③2920番3、2920番6に分筆 〔昭和50年9月5日〕	
余白	余白	余白	: : :	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年6月22日	

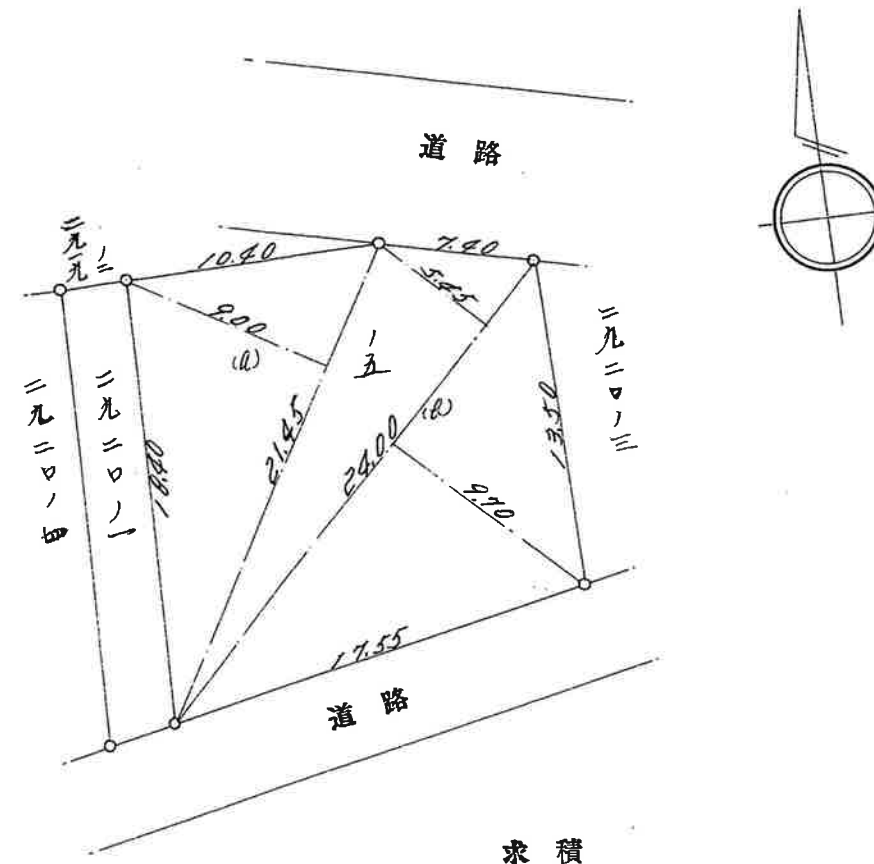
表 題 部 (土地の表示)		調製	平成7年6月22日	不動産番号	0314000037729
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	蓮田市大字黒浜字中野原			余 白	
	蓮田市大字黒浜字中野原			平成23年1月4日変更 平成23年1月26日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2919番4	畑		13 :	2919番2から分筆	
			:	〔昭和44年5月21日〕	
余 白	宅地		13 : 80	②③昭和57年3月10日地目変更	
			:	〔昭和57年4月14日〕	
余 白	余 白	余 白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項	
			:	の規定により移記	
			:	平成7年6月22日	

表 題 部	(主である建物の表示)	調製	平成7年6月22日	不動産番号	0314000034970
所在図番号	余 白				
所 在	蓮田市大字黒浜字中野原 2920番地5、2920番地3			余 白	
	蓮田市大字黒浜字中野原 2920番地5、2920番地3			平成23年1月4日変更 平成23年1月27日登記	
家屋番号	2920番5			余 白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造スレート葺2階建	1階 2階	92:74 52:99	昭和57年3月10日新築	
余 白	余 白	余 白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記	
			:	平成7年6月22日	
			:		

3150388

544.5.21
地 積 測 量 図

地 番	2920 ~ 1 ~ 5
土地の所在	南埼玉郡蓮田町大字里港字中野原



2920~5

$$\begin{aligned} (1) & 21.45 \times 9.00 \div 2 = 96.5250 \\ (2) & 24.00 \times (5.45 + 9.70) \div 2 = 181.8000 \\ & \text{計 } 278.3250 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

〃 ~ 1

$$2,323.96 - 278.32 = 2,045.64 \text{ m}^2$$

昭和44年5月17日

作製年月日

作製者

南埼玉郡蓮田町大字蓮田九番地六
土地家屋調査士
館野政幸

申請人

縮 尺 1/300

(埼玉土地家屋調査士会用紙)

3150390

550.9.10

式
字
加
入
式
字
削
除



地番	2920-5, -7
土地の所在	蓮田市大字黒沢字中野原

地 積 測 量 図

作製年月日
昭和50年9月1日

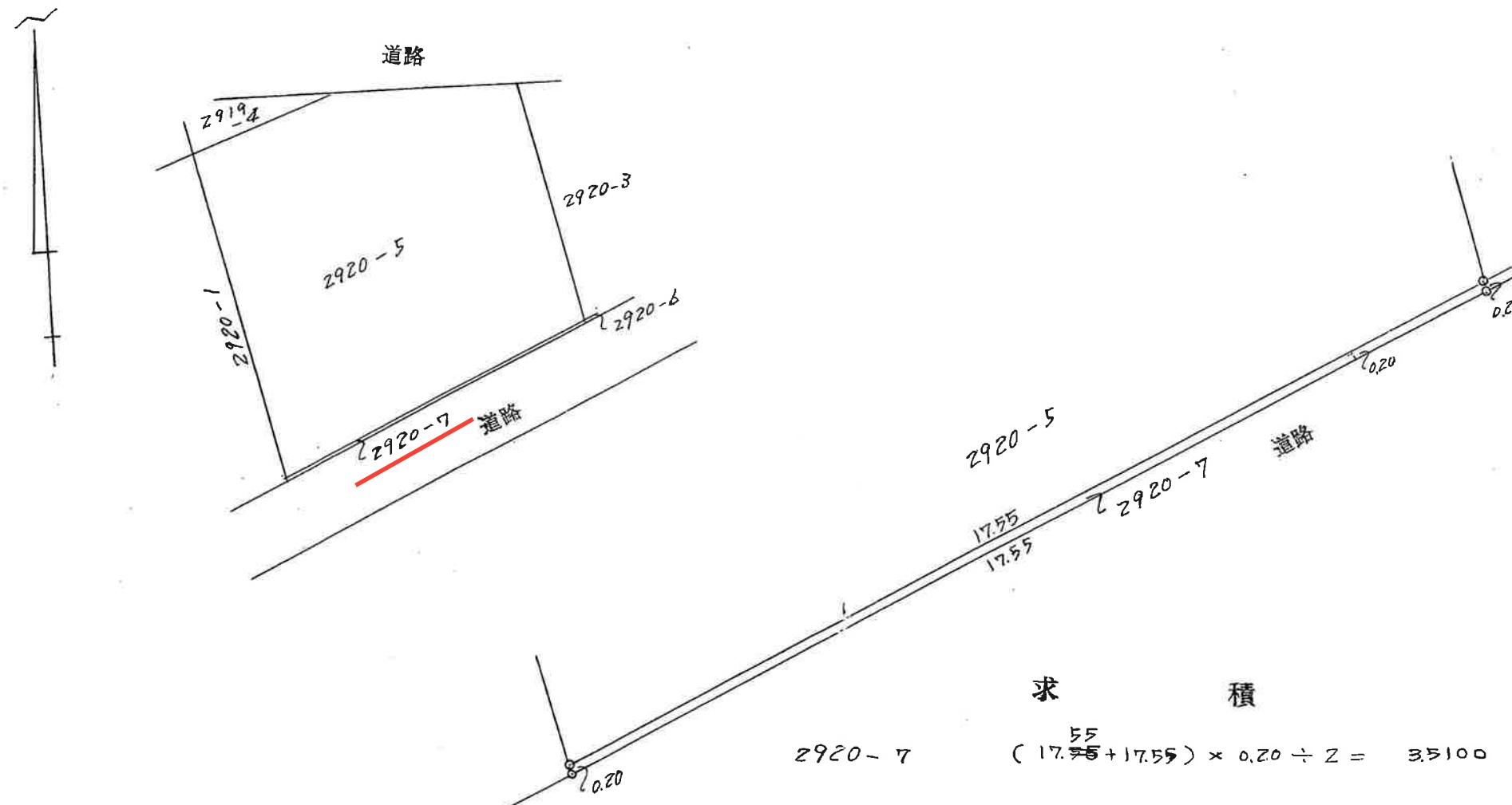
作製者

土地家屋調査士
蓮田市関山二丁目一
本井修



申請人

戸



求 積

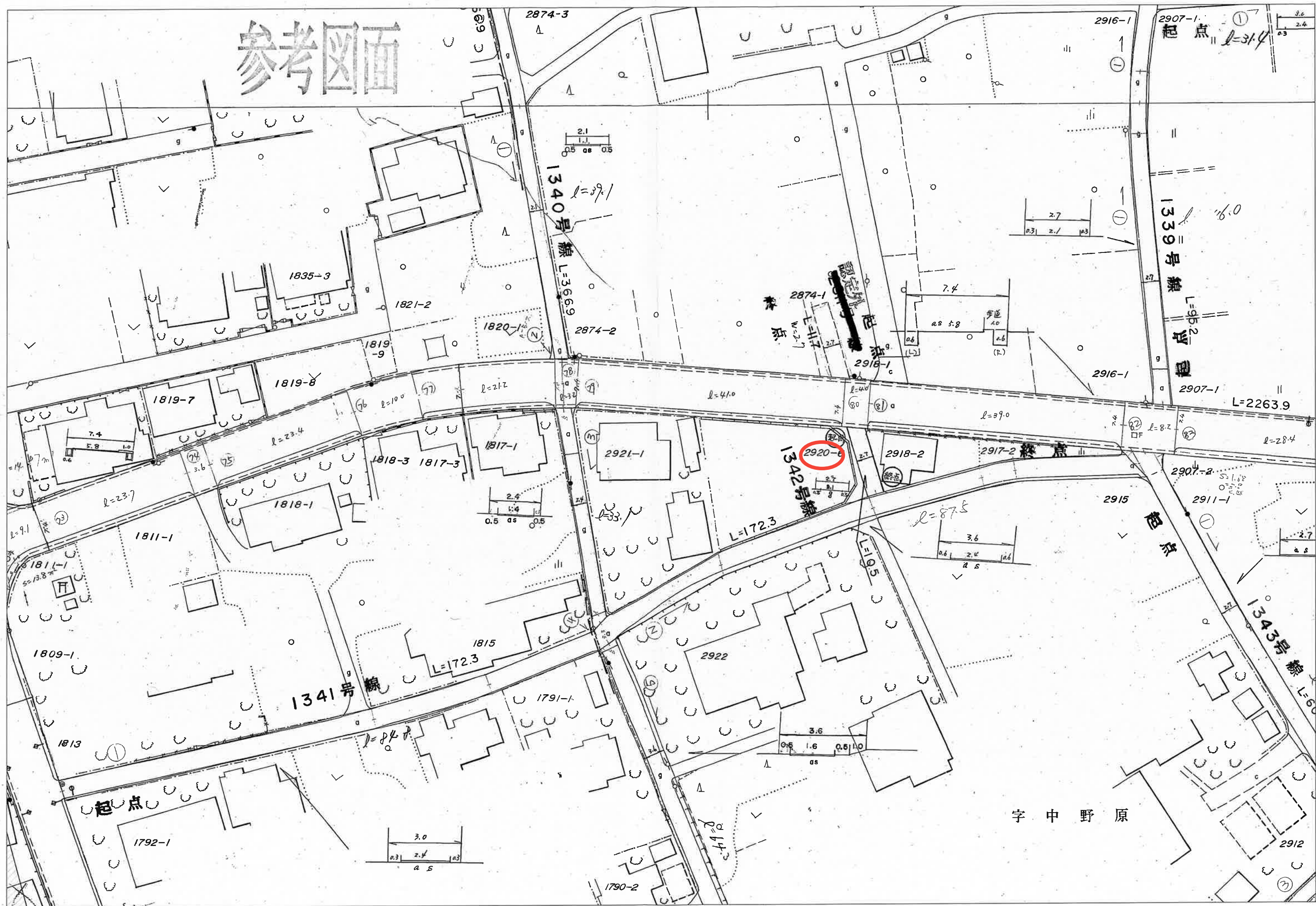
$$2920-7 \quad (17.55 + 17.55) \times 0.20 \div 2 = 3.5100$$

$$2920-5 \quad 278.32 - 3.51 = 274.81$$

縮 尺 1/300 1/100

(埼玉土地家屋調査士会用紙)

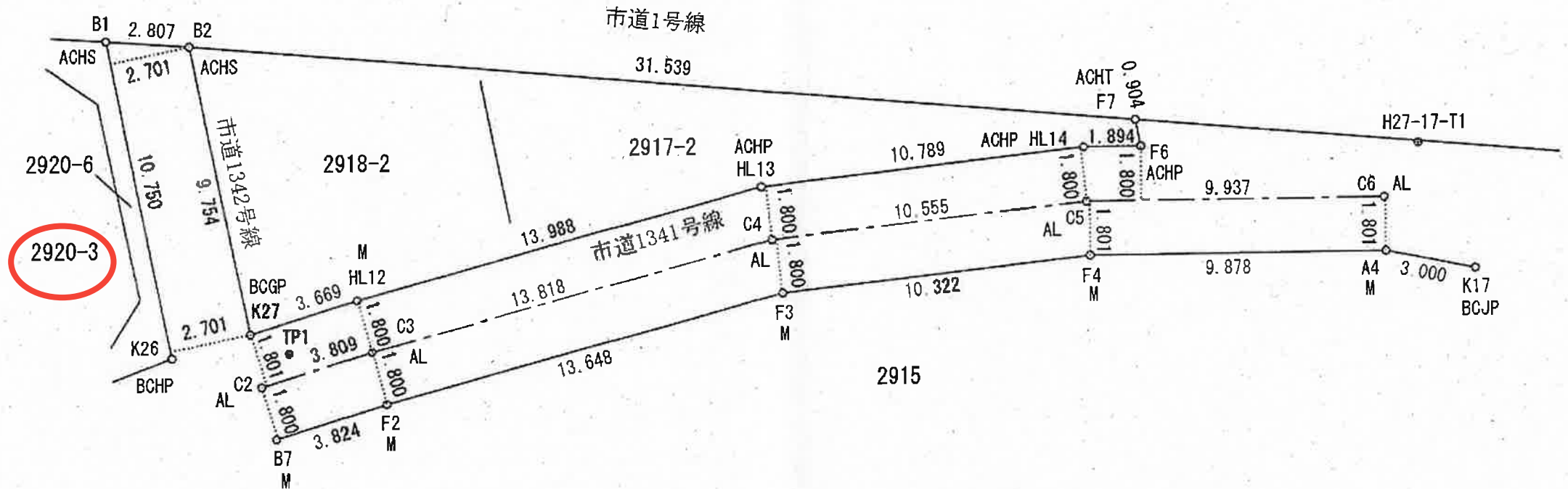
参考図面



測 距 図 (略 図)

受付番号 第 17 号

土地の所在 蓮田市大字黒浜字中野原2917-2, 2918-2



座 標 一 覧 表

測 点 名	X 座 標	Y 座 標
A4	-902.230	-14927.991
B1	-894.846	-14970.586
B2	-895.045	-14967.786
B7	-908.102	-14964.956
C2	-906.368	-14965.442
C3	-905.243	-14961.803
C4	-901.642	-14948.463
C5	-900.473	-14937.972
C6	-900.429	-14928.035

測 点 名	X 座 標	Y 座 標
F2	-906.973	-14961.303
F3	-903.415	-14948.127
F4	-902.273	-14937.868
F6	-898.666	-14936.182
F7	-897.780	-14936.366
K17	-902.821	-14925.049
K26	-905.373	-14968.407
K27	-904.596	-14965.809
HL12	-903.514	-14962.303
HL13	-899.868	-14948.799
HL14	-898.674	-14938.076
TP1	-905.262	-14964.516
H27-17-T1	-898.645	-14926.939

この図面は、道路境界を示した
参考図面ですので道路境界を証明
するものではありません。
蓮田市役所

凡 例							
記	種別	記	種別	記	種別	記	種別
A	新設	C	市 杭	G	コンクリート	P	
B	既設	D	整理杭	H	プラスチック	R	
		E	民地杭	J	プレート	S	
		F	県 杭	K	ベンキ (刻)	T	
				L	鋌	U	
				M	計 算 点	V	

* 蓮田市公共基準点使用 (測地成果2011)

作製者 縮尺 1/250

参考図

S=1/500

2025/04/28 13:49

※ご注意
この図面は参考図であり、当該内容を証明するものではありません。
図面掲載内容は現況と異なる場合がありますのでご注意ください。



給水装置の新設等に係る給水加入金

令和元年10月1日現在

給水装置の新設・口径変更には給水加入金が必要になります。

給水加入金は給水装置工事の前に全額納付していただきます。

また、給水加入金のほかに手数料（1件につき4,000円）が必要になります。

（手数料に消費税相当額はかかりません。）

口径別給水加入金一覧

メーター口径	給水加入金（税抜）	消費税相当額	給水加入金（税込）
13mm	200,000 円	20,000 円	220,000 円
20mm	300,000 円	30,000 円	330,000 円
25mm	982,000 円	98,200 円	1,080,200 円
30mm	1,572,000 円	157,200 円	1,729,200 円
40mm	3,383,000 円	338,300 円	3,721,300 円
50mm	6,083,000 円	608,300 円	6,691,300 円
75mm	17,600,000 円	1,760,000 円	19,360,000 円
100mm	37,488,000 円	3,748,800 円	41,236,800 円
150mm	107,712,000 円	10,771,200 円	118,483,200 円

口径変更に伴う差額加入金

◇ 既存メーターの口径を大きくする場合、給水加入金の差額が必要になります。

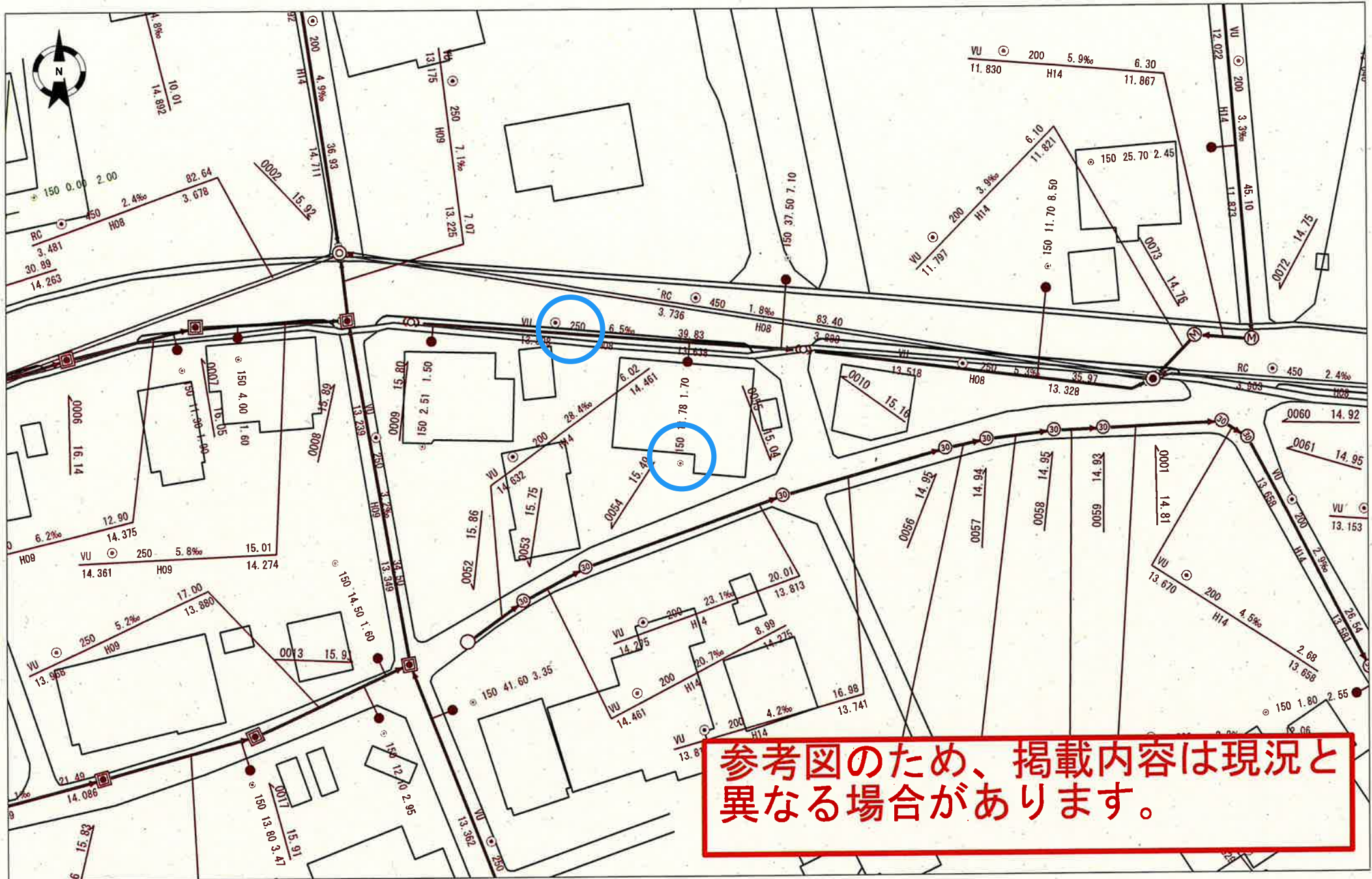
なお、平成19年4月1日の給水加入金改正の前後で金額が異なります。

例：既設13mmから20mmへ増径する場合

給水加入金	既設が加入金改正前	既設が加入金改正後
新規20mm	300,000 円	300,000 円
既設13mm	176,000 円	200,000 円
差額（税抜）	124,000 円	100,000 円
消費税相当額	12,400 円	10,000 円
差額（税込）	136,400 円	110,000 円

◆問い合わせ◆ 蓮田市上下水道部水道課 管理担当

〒349-0133 蓮田市大字関戸88番地 TEL048-768-1111



参考図のため、掲載内容は現況と異なる場合があります。

開 発 許 可 番 号
115060530

開 発 登 録 簿 (調書)

市町村名	蓮田市	整理番号	
------	-----	------	--

当 初 許 可

開 発 許 可	開発許可年月日	面 積	予定建築物等 の 用 途	区 画 数	戸 数	都市計画法第 3 4 条該当号
年 月 日 等	昭和50年08月07日	※工区数 332.00 m ²	住宅	0	(住宅のみ) 0	法 3 4 条第 9 号
開発区域の名称		埼玉県蓮田市大字黒浜字中野原2920-32920-5、2919-4				
許可を受けた者	住所					
	氏名					
工 事 施 行 者	住所	埼玉県埼玉県中町3-5-21				
	氏名	未定				
都市計画法による 区 域 等	☐ 市街化区域 m ²	☐ 市街化調整 区域 m ²	☐ 非線引都市 計画区域 m ²	☐ 準都市計画 区域 m ²	☐ その他の区域 m ²	

許可に付し
た条件

都市計画法
第41条第 1
項の規定に
よる制限

都市計画法
第41条第 2
項ただし書
若しくは第
42条第 1 項
ただし書に
よる許可又
は同条第 2
項の協議

壁面位置：
その他制限：

この開発登録簿の写しは
原本と相違ないことを証明する
令和 7 年 5 月 7 日
蓮田市長 山口京子



地 位 承 継

承継承認番号	承継承認年月日	承 継 人 住 所	承 継 人 氏 名

変更許可等

変更許可番号	変更許可等年月日	変 更 の 内 容

工事完了検査

工区番号	検査年月日	検 査 済 証 発行年月日	検 査 済 証 発 行 番 号	完了公告 年 月 日	面 積	概要（公共施設のみの場合はその内容）

予 備 欄

図 面（土地利用計画）別添